

事業概要説明書 [1]		事業番号	1 - 5		
事務事業名	自治公民館建設費補助	担当部名	地域振興部		
事業開始年度	昭和 44 年度	担当課名	地域コミュニティ課		
実施方法	補助	担当係	公民館係		
根拠法令等	宮崎市自治公民館建設費補助金交付要綱				
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	地域におけるコミュニティ活動の拠点である自治公民館活動の活性化を図る。			
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>宮崎市内の自治公民館に対して建設費等の補助を行う。</p> <p>① 自治公民館建設費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地：費用の 8 割を補助。上限面積 400㎡ ・ 新築：費用の 6 割を補助。上限面積 200㎡ ・ 増改築、改修：費用の 4 割を補助（50万円以上が対象で補助金上限額 600万円） <p>② 自治公民館空調機器等設置費補助 設置費の 5 割を補助 （本体工事費 20万円以上が対象で補助金上限額 100万円）</p> <p>③ 自治公民館借家料補助 借家料の 5 割を補助 （上限額 42万円で月額が 35千円）</p>			
	事業の必要性	地域に最も身近な社会教育施設である自治公民館は、あらゆる地域活動の拠点として重要な施設である。現在、自治公民館施設については、館なしで活動しているところや、施設の老朽化具合など、各々で格差が大きく、引き続き支援を行う必要がある。			
コスト	平成23年度(予算)		人件費		
	直接事業費 (A)	62,124 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費 (B)	1,500 千円	正規職員	1,500 千円	0.2 人
	総事業費 (A+B)	63,624 千円	嘱託員	0 千円	0 人
平成23年度 直接事業費内訳	<p>■補助金(千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地補助 1,144 (1件) ・ 建設費補助 34,194 (5件) ・ 増改築費等補助 19,374 (26件) ・ 空調機器補助 7,262 (16件) ・ 借家料補助 150 (1件) 				

事業概要説明書 [2]		事業番号	1 - 5		
年度		平成22年度(決算)	平成23年度(予算)		
直接事業費		72,866 千円	62,124 千円		
財源	一般財源	23,930 千円	43,270 千円		
	受益者負担金	0 千円	0 千円		
	その他	48,936 千円	18,854 千円		
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	自治公民館活動の拠点が整備されることにより、より良い環境の中で、地域の実情に応じた自治公民館活動ができるようになる。				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている			
	[説明]	これまでの自治公民館利用者数は目標値を上回っており、本事業を行うことにより自治公民館の快適性が増し、住民にとってさらに利用し易い施設になるとともに、地域住民の生涯学習の場、研修の場、交流の場としての利用が促進され、地域のきずなづくりに貢献する施設である。			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	数値 (上段: 目標 / 下段: 実績)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
	自治公民館の利用者数	人	380,000	500,000	600,000
			589,494	531,394	
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	前ページの事業の必要性、成果実績の記述に加え、自治公民館の耐用年数を40～50年とした場合でも、平均すると年間10件程度、建替えの相談があがってくると考えられるため、補助制度については今後も継続していかなければならないと考える。				
特記事項 〔 参考情報等 〕	<ul style="list-style-type: none"> 清武町(平成22年3月合併)については、合併調整方針により、平成26年度までは旧清武町の制度に基づき執行する。 利用者数の減については、平成22年度発生した口蹄疫により、自治公民館での行事等の自粛によるものである。 				

自治公民館建設費補助

1. 事業の概要

地域住民の最も身近な生涯学習活動及びコミュニティ活動の拠点施設である自治公民館の建設・補修等については、多額の資金が必要であり、地元負担も大きいことから、地域住民によって運営される自治公民館活動の活性化を推進するため、自治公民館に対して建設費の補助を行っています。

補助制度につきましては、自治公民館の用地取得費補助、新築補助、増・改築・補修費の補助、空調機器の設置補助、借家料補助となっております。

自治公民館の活動拠点が整備されることにより、よりよい環境の中で、地域の実情に応じた公民館活動ができるよう支援制度を設けております。

2. 補助の対象

- (1) 自治公民館の用地取得
- (2) 自治公民館の新築
- (3) 自治公民館の増・改築、補修
- (4) 自治公民館の空調機器等の設置
- (5) 自治公民館の借家料

3. 補助金の額

- (1) 自治公民館の用地取得
 - ・補助率 80/100を乗じた額（千円未満は切り捨て）
 - ・限度面積 400㎡
 - ・予算要求時に用地取得に関する総会での承認の議事録添付が必要。
- (2) 自治公民館の新築
 - ・補助率 60/100を乗じた額（千円未満は切り捨て）
 - ・限度面積 200㎡(50万円以上が対象)
- (3) 自治公民館の増・改築、補修
 - ・補助率 40/100を乗じた額（千円未満は切り捨て）
 - ・限度額 600万円(50万円以上が対象)
- (4) 空調機器等の設置
 - ・補助率 50/100を乗じた額（千円未満は切り捨て）
 - ・限度額 100万円（20万円以上が対象）
- (5) 自治公民館の借家料
 - ・補助率 50/100を乗じた額（千円未満は切り捨て）
 - ・限度額 42万円（年間借家料6万円以上が対象）

※旧清武町域については、合併調整方針により、平成26年度までは旧清武町の制度で執行する。

4. 平成23年度の実施予定事業およびこれまでの実績について

補助内容	平成21年度 (件)	平成22年度 (件)	平成23年度 (件)
用地取得	2	なし	1
新築	なし	7	5
増・改築、補修	11	11	26
空調機器設置	4	11	16
借家料	3	2	1
旧町制度での執行 (環境整備他)	5	10	旧市制度に統一
合計	25	41	49
決算額 (千円)	47,127	72,866	(予算額) 62,124

5. 自治公民館の設置数(組織)について(宮崎市自治公民館連絡協議会加入団体数)

※平成23年4月1日現在

【各地区自治公民館連絡協議会22地区 自治公民館数503館

(うち建物を有する自治公民館442館)】

各地区連絡協議会名		自治公民館数	うち建物を有する自治公民館数
住吉地区	自治公民館連絡協議会	45館	33館
大宮地区	自治公民館連絡協議会	26館	23館
檜地区	自治公民館連絡協議会	19館	19館
中部地区	自治公民館連絡協議会	15館	11館
北地区	自治公民館連絡協議会	18館	17館
生目地区	自治公民館連絡協議会	21館	19館
生目台地区	自治公民館連絡協議会	7館	6館
大塚地区	自治公民館連絡協議会	6館	6館
小松台地区	自治公民館連絡協議会	6館	4館
大淀地区	自治公民館連絡協議会	23館	21館
赤江地区	自治公民館連絡協議会	30館	26館
木花地区	自治公民館連絡協議会	16館	16館
青島地区	自治公民館連絡協議会	21館	7館
大塚台地区	自治公民館連絡協議会	4館	4館
田野地区	自治公民館連絡協議会	71館	60館
高岡地区	自治公民館連絡協議会	42館	42館
佐土原小校区	自治公民館連絡協議会	21館	18館
広瀬小校区	自治公民館連絡協議会	23館	22館
那珂小校区	自治公民館連絡協議会	22館	22館
広瀬北小校区	自治公民館連絡協議会	14館	14館
広瀬西小校区	自治公民館連絡協議会	16館	15館
清武地区	自治公民館連絡協議会	37館	37館